

10 人槽以下の浄化槽管理（設置）者の皆様へ

浄化槽法定検査のしくみ

浄化槽管理者は **毎年1回** 定期検査を受けなければなりません。（浄化槽法第 11 条）
この「**11 条検査**」には5年ごとの「**ガイドライン検査**」
とそれ以外の年の「**効率化検査**」があります。※
※10 人槽以下の浄化槽に限る。



11 条検査のしくみ

広島県では、国（環境省）との協議を経て、平成 19 年度から、10 人槽以下の浄化槽の法定検査受検率向上を目的とした独自のしくみとして、「ガイドライン検査」と「効率化検査」の2方式の検査を5年周期でローテーションする検査体制としています。

ガイドライン検査

5 年に 1 回、国（環境省）が示した検査項目である **86 項目**すべてを検査します。

効率化検査

5 年に 4 回、水質検査項目など **18 項目（BOD など）**に絞った検査を行います。外観検査項目の軽減により、ガイドライン検査に比べ、検査に必要な作業時間が縮減されています。

なお、「BOD 検査」で「不可」と評価された場合は、**無料の二次検査**（全 86 項目）を受けていただくことがあります。

＊ BOD（生物化学的酸素要求量）とは、微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量のことで、この値が大きいほど水は汚れており、値が小さいほど水はきれいな状態であることを意味しています。



ガイドライン検査と効率化検査の実施年（地域ごとにローテーションしながら実施します。）

市 町 名	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
三原市、尾道市、府中市	ガイド ライン	効率化	効率化	効率化	効率化
福山市、大竹市、廿日市市、 神石高原町	効率化	ガイド ライン	効率化	効率化	効率化
三次市、庄原市、安芸高田市、 安芸太田町、北広島町、世羅町	効率化	効率化	ガイド ライン	効率化	効率化
東広島市、竹原市、大崎上島町	効率化	効率化	効率化	ガイド ライン	効率化
広島市、呉市、江田島市、 府中町、海田町、熊野町、坂町	効率化	効率化	効率化	効率化	ガイド ライン

注 1 「ガイドライン」とは「ガイドライン検査」、「効率化」とは「効率化検査」のことです。

注 2 2029 年度以降については、2024 年度から 2028 年度までと同様の順序で実施していくこととなります。

注 3 ここでいう年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までを指します。



検査機関（広島県知事が指定した機関が行います。）

検査区分	担当検査機関名	連絡先
ガイドライン検査	公益社団法人 広島県環境保全センター	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西四丁目2番28号 電話 082-849-6411 ファックス 082-849-6422
効率化検査	公益社団法人 広島県浄化槽協会 H29.4.1「公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会」 から名称変更	〒735-0027 安芸郡府中町千代8番8号 電話 082-569-5540 ファックス 082-569-5541

浄化槽はきちんと使ってきれいな水に



申し込み手続き（いずれかの検査の前に書面による契約をしていただきます。）

- ※ 指定検査機関から受検案内を行います。受検する旨を回答されましたら、案内を行った機関又はその機関から委託を受けた者が、「浄化槽法定検査受検契約書」をお届けしますので、契約手続きを行ってください。
- ※ 指定検査機関から契約書が直接郵送される場合もあります。その場合は、必要事項を記入し返送することにより契約手続きを行ってください。記入方法などにご不明な点があれば、郵送元の検査機関に問い合わせてください。
- ※ 契約の相手方は、広島県知事が指定した2つの検査機関の連名となります。
- ※ 契約後は、毎年度、その年度の担当検査機関から検査の連絡がありますので、日程などを調整して受検してください。
- ※ 契約書に記載された個人情報、法定検査業務のためにのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。



検査料金（1回あたり）

	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	備考
ガイドライン検査	7,000円	5,000円	5年に1回
効率化検査	5,000円	5,000円	5年に4回

※合併処理浄化槽：し尿と台所等の生活雑排水とを併せて処理する浄化槽をいいます。

※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽をいいます。



浄化槽設置等各種手続き、適正管理に関する問合せ先

※お住まいの地域の市役所または町役場へお問い合わせください。

【広島市】業務第二課 Tel082-504-2223
【三原市】生活環境課 Tel0848-67-6168
【府中市】環境整備課 Tel0847-43-9222
【大竹市】環境整備課 Tel0827-59-2154
【安芸高田市】下水道課 Tel0826-47-1204
【海田町】地域みらい課 Tel082-823-9219
【安芸太田町】住民課 Tel0826-28-2116
【世羅町】上下水道課 Tel0847-22-1189

【呉市】環境試験センター Tel0823-25-3551
【尾道市】下水道課 Tel0848-29-7010
【三次市】環境政策課 Tel0824-62-6136
【東広島市】環境先進都市推進課 Tel082-420-0928
【江田島市】地域支援課 Tel0823-43-1637
【熊野町】生活環境課 Tel082-820-5606
【北広島町】環境生活課 Tel0826-72-7365
【神石高原町】健康衛生課 Tel0847-89-3336

【竹原市】地域づくり課 Tel0846-22-2279
【福山市】環境保全課 Tel084-928-1072
【庄原市】下水道課 Tel0824-73-1175
【廿日市市】下水道経営課 Tel0829-32-5490
【府中町】下水道課 Tel082-286-3189
【坂町】環境防災課 Tel082-820-1506
【大崎上島町】保健衛生課 Tel0846-62-0303

浄化槽に関する情報は、県の環境情報サイト「eco（エコ）ひろしま」にも掲載しています。

広島県 浄化槽 で検索



広島県